

職場意識改善助成金支給要領
(勤務間インターバル導入コース)

労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第28条の規定による職場意識改善助成金勤務間インターバル導入(以下「本助成金」という。)は、平成29年2月10日厚生労働省発基0210第4号厚生労働事務次官通知の別紙「職場意識改善助成金交付要綱(勤務間インターバル導入)」(以下「交付要綱」という。)によるほか、この要領により支給するものとする。

第1 本助成金の対象等

1 支給対象事業主の要件

本助成金の支給対象となる中小企業事業主は、次のいずれにも該当する事業主とする。

なお、支給は1事業主1回に限る。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- (2) 資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)以下である事業主又はその常時使用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)以下である事業主であること。
- (3) 次のアからウのいずれかに該当する事業場を有する事業主であること。
 - ア 交付要綱別紙第1項にいう勤務間インターバル(以下「勤務間インターバル」という。)を導入していない事業場
 - イ 既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
 - ウ 既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場
- (4) 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)に職場意識改善助成金事業実施承認申請書(以下「承認申請書」という。)及び職場意識改善助成金事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)を提出し、次のア及びイの承認を受けた事業主であること。
 - ア 事業実施計画
 - イ 労働時間等の設定の改善を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向けて、勤務間インターバルの導入に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待

できること。

- (5) 事業実施計画に基づき、事業を実施した事業主であること。
 - (6) (4)及び(5)に基づく措置の実施の状況、成果を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- 2 事業実施計画
- 事業実施計画には、次の事項を盛り込み、実施すること。
- (1) 実施体制の整備のための措置

次のアからウの全てを実施すること。

 - ア 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備
 - イ 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任
 - ウ 労働者に対する事業実施計画の周知
 - (2) 支給対象の事業

交付要綱第3条第1項に定める事業のいずれかを実施すること。助成対象経費の範囲は、交付要綱第8条に定める事業実施期間に事業を実施するために実際に支出したものであり、かつ、交付要綱第3条第3項にいう対象事業場において成果目標を達成するために必要な経費について、別紙の範囲で認めることとする。また、助成対象経費について、次のとおり支給単価等の上限を定める。

 - ① 研修の講師謝礼は、1時間あたり10万円までとし、開催回数及び開催時間は、原則として1回まで、1回あたり3時間までとする。ただし、労働者数が多い、支店が点在している、交替制勤務のため等、特段の事情がある場合はこの限りではない。
 - ② コンサルティングの開催回数は、原則として1回まで、1回あたり30万円までとする。ただし、支店が点在している等、特段の事情がある場合はこの限りではない。
 - ③ 就業規則の作成・変更に係る経費は、就業規則本則20万円、その他1規程につき10万円までとする。労使協定の作成・変更に係る経費は、1協定につき2万円とする。
 - ④ 就業規則の届出に係る経費は、2万円までとする。
 - (3) 成果目標の設定

事業の内容は、交付要綱第3条第3項にいう成果目標の達成に向けたものとする。
- 3 支給対象事業主数
- 交付要綱第3条第1項に基づき、本助成金は、国の予算の範囲内で支給するため、支給対象事業主数は、国の予算額により制約されるものである。